

監督者等一覧

資格の種類		提出する書類
1 清掃作業監督者 (規則第 25 条第 2 号)	(1) 職業能力開発促進法に基づく技能検定であってビルクリーニングの職種(等級の区分が 1 級のものに限る。)に係るものに合格した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する清掃作業監督者(再)講習会修了者 (平成 28 年 3 月 31 日以前の技能検定に合格した者は、等級区分が 1 級の技能検定に合格したものとみなす。)	清掃作業監督者講習会修了証書又は清掃作業監督者再講習会修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
	(2) 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する清掃作業監督者(再)講習会修了者	
2 空気環境測定実施者 (規則第 26 条第 2 号)	(1) 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空気環境測定実施者(再)講習会修了者	空気環境測定実施者講習会修了証書又は空気環境測定実施者再講習会修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
	(2) 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	建築物環境衛生管理技術者免状の写し。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合には、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空気環境測定実施者再講習会の修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
3 ダクト清掃作業監督者 (規則第 26 条の 2 第 2 号)	(1) 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施するダクト清掃作業監督者(再)講習会修了者	ダクト清掃作業監督者講習会修了証書又はダクト清掃作業監督者再講習会修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
	(2) 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	建築物環境衛生管理技術者免状の写し。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者をダクト清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施するダクト清掃作業監督者再講習会の修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
4 水質検査実施者 (規則第 27 条第 3 号)	(1) 学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修めて卒業した後、1 年以上の実務経験を有する者	ア 卒業証書又は卒業証明書の写し イ 雇用主の証明する実務従事証明書。ただし、証明書には、1 年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事していた旨を記載させるものとする。
	(2) 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1 年以上の実務経験を有する者	ア 衛生検査技師又は臨床検査技師の免状の写し イ 雇用主が証明する実務従事証明書。ただし、記載内容は、4 の(1)イを準用するものとする。
	(3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学等の課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、2 年以上の実務経験を有する者	ア 卒業(修了)証書又は卒業(修了)証明書の写し イ 雇用主が証明する実務従事証明書。ただし、記載内容は、4 の(1)イを準用し、当該文中「1 年以上」とあるのは「2 年以上」と読み替えるものとする。
	(4) 技術士	技術士登録証の写し(技術士法第 2 条に規定する技術士(上下水道部門又は衛生工学部門に限る))
	(5) 学校教育法に基づく大学、短期大学と同程度とされる学校で所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	ア 卒業証書又は卒業証明書の写し イ 学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校を卒業し、若しくはその課程を修了し、又は文部科学大臣の行う資格検定に合格した者等で、当該学校の入学資格、修業年数、修業内容又は検定の程度等から判断して 4 の(1)及び(3)に掲げる者と同等以上の学歴並びに実務経験を証する書類

監督者等一覧

監督者等区分	資格の種類	提出する書類
5 貯水槽清掃作業監督者 (規則第 28 条第 4 号)	(1) 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する貯水槽清掃作業監督者(再)講習会修了者	貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書又は貯水槽清掃作業監督者再講習会修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
	(2) 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	建築物環境衛生管理技術者免状の写し。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を貯水槽清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する貯水槽清掃作業監督者再講習会の修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
6 排水管清掃作業監督者 (規則第 28 条の 2 第 4 号)	(1) 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する排水管清掃作業監督者(再)講習会修了者	排水管清掃作業監督者講習会修了証書又は排水管清掃作業監督者再講習会修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
	(2) 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	建築物環境衛生管理技術者免状の写し。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を排水管清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する排水管清掃作業監督者再講習会の修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
7 防除作業監督者 (規則第 29 条第 3 号)	厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する防除作業監督者(再)講習会修了者	防除作業監督者講習会修了証書又は防除作業監督者再講習会修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
8 (1) 統括管理者 (規則第 30 条第 2 号) (2) 清掃作業監督者 (規則第 30 条第 3 号) (3) 空調給排水管理監督者 (規則第 30 条第 5 号) (4) 空気環境測定実施者 (規則第 30 条第 6 号)	〈統括管理者〉 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する統括管理者(再)講習会修了者	統括管理者講習会修了証書又は統括管理者再講習会修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
	〈清掃作業監督者〉 建築物清掃業の場合と同様	建築物清掃業の場合と同様
	〈空調給排水管理監督者〉 (1) 職業能力開発促進法に基づく技能検定であってビル設備管理職種に係るものに合格した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空調排水管理監督者(再)講習会修了者 (2) 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空調排水管理監督者(再)講習会修了者	空調給排水管理監督者講習会修了証書又は空調給排水管理監督者再講習会修了証書の写し(講習会修了後 6 年以内であって有効期間内のもの)
	〈空気環境測定実施者〉 建築物空気環境測定業の場合と同様	建築物空気環境測定業の場合と同様